

保護者様

## 学校感染症の罹患に伴う出席停止について

生徒が下表の感染症に罹患したときは、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置を行います。

出席停止の期間は感染症の種類によって基準が定められていますが、医師の診断により登校の許可が出るまでは、十分に療養してください。

なお、出席停止期間中は、特別欠席の扱いとなります。

### 出席停止措置の流れ

- ① 医師の診断を受けたら、速やかに担任へ連絡し、医師から登校の許可がでるまで療養する。
- ② 医師から登校を許可されたら、「学校感染症等治癒通知書」に証明を受ける。
- ③ 証明を受けた「学校感染症等治癒通知書」を持参して登校し、担任へ提出する。

### 「学校感染症等治癒通知書」は

- ① 保健室から受け取る。来校またはFAXで送信
- ② 同様の内容であれば、医療機関に備え付けてあるものでも可。
- ③ 基町高等学校HPからもダウンロード可。

感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第18条より)

第一種	エボラ出血熱 マールブルグ病 重症急性呼吸器症候群	クリミア・コンゴ出血熱 ラッサ熱	痘そう 急性灰白髄炎 鳥インフルエンザ(H5N1)	南米出血熱 ジフテリア	ペスト
第二種	インフルエンザ 咽頭結膜熱	百日咳 結核	麻疹	流行性耳下腺炎	風疹 水痘
第三種	コレラ 流行性角結膜炎	細菌性赤痢 急性出血性結膜炎	腸管出血性大腸菌感染症 その他の感染症	腸チフス	パラチフス

キ リ ト リ

## 学校感染症等治癒通知書

広島市立基町高等学校長 様

年 組 生徒名前

1. 病 名

2. 停止期間 月 日 ~ 月 日

上記の理由で加療していましたが、感染症の予防上、登校しても支障がないと認めます。

平成 年 月 日

医療機関名・医師名 印